

交野市一時預かり事業
委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

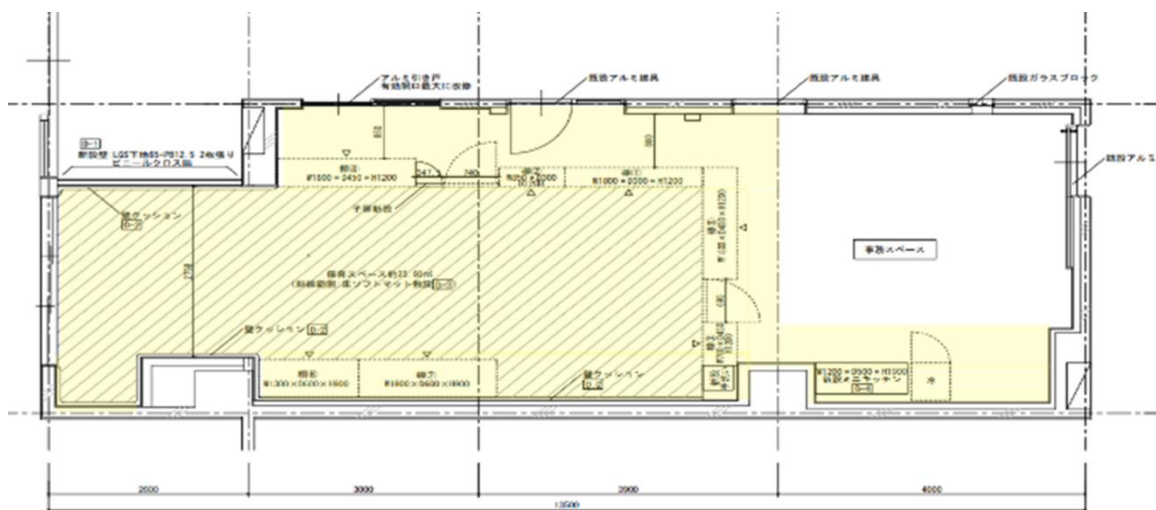
1 目 的

この要領は、交野市一時預かり事業について、運営を委託する事業者の候補を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業実施施設（事務所）等

(1) 住 所 交野市天野が原町5丁目5番1号

交野市立保健福祉総合センター内 1階 約48.2㎡



(2) 名 称 星の子ルーム（一時預かり事業）

(3) 事業内容 事業内容の詳細については、別に定める「交野市一時預かり事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）

4 委託費上限額等

(1) 委託費（令和9年4月1日から令和12年3月31日までの実施分）の上限額は、
29,400,000円（第二種社会福祉事業に該当のため、契約に当たって消費税は
非課税）とする。

〔内訳〕 令和 9年度 9,800,000円

令和10年度 9,800,000円

令和11年度 9,800,000円

- (2) 委託費には、人件費、研修費用、消耗品費、印刷製本費、事業にかかる備品、利用者及び従事者の保険料、通信料等、その他市長が必要と認める経費を含む。

なお、部屋代（事業スペース）、光熱水費の料金は市が負担する。

- (3) 運営に最低限必要と考えられる施設整備等については市が行う。

5 選定方式

公募型プロポーザル方式により、「交野市地域子育て支援拠点事業 交野市ファミリー・サポート・センター事業 交野市一時預かり事業 委託事業者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、委託する事業者候補を決定する。

6 参加資格

本事業について行う公募型プロポーザル方式に係る手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 社会福祉法人等の法人格を有する者で、直近の5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日）に保育事業運営又は一時預かり事業の実績がある者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ④ 本市の指名停止を受けている者
- ⑤ 本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者
- ⑥ 過去5年以内に、労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けている者
- ⑦ 暴力団員又は密接関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員の統制下にある者

7 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の受付日とする。ただし、参加資格の基準日から優先交渉権者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

8 実施スケジュール

内容	スケジュール
募集要領の配布	令和8年10月 1日（木）～ 10月14日（水） ※本市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布とする。
参加表明書の受付	令和8年10月 1日（木）～ 10月14日（水）
質問書の受付	令和8年10月 1日（木）～ 10月14日（水）
質問への回答	令和8年10月16日（金）
参加申込書等の受付	令和8年10月19日（月）～ 10月30日（金）
一次審査	令和8年11月初旬
一次審査結果通知	令和8年11月中旬
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年11月下旬
最終結果通知	令和8年12月上旬

9 プロポーザル参加手続き等

（1）提出書類等

プロポーザルに参加する者は、次の（ア）～（カ）を提出するものとする。

なお、（エ）～（カ）については、参加者の判別ができるような記載、表現、資料の添付は一切しないこと。判別できる場合は失格となる場合もあるので十分確認のうえ提出すること。

記号	提出書類	様式	留意事項	提出部数等
（ア）	参加表明書	様式第1号	正本1部のみ参加者の代表者印を押印し、残りは複写可能とする。	3部 ・正1部 ・副2部
（イ）	参加申込書	様式第2号		
（ウ）	法人等の概要	様式第3号		
（エ）	実績調書	様式第4号	事業実施期間は、委託契約期間を記載すること。	10部 ・正1部 ・副9部 <u>※それぞれファイル等で製本すること</u> <u>※（エ）～（カ）については、とおし番号を付番すること</u>
（オ）	事業計画書	様式第5号	・要点を押さえ分かりやすく的確に記載すること。 ・1参加者につき、1提案とすること。	
（カ）	受託金額見積書	様式第6号	・提案時点で想定している事業費の内訳を年度毎に記載すること。	

(2) 提出期間

① (1)に掲げる提出書類のうち(ア)

令和8年10月1日(木)～令和8年10月14日(水)【必着】

② (1)に掲げる提出書類のうち(イ)～(カ)

令和8年10月19日(月)～令和8年10月30日(金)【必着】

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法

上記「(1) 提出書類等」を「(2) 提出期間」の各期限を厳守し、「13 提出先、問合せ先」まで持参又は郵送(簡易書留)すること。

② 受付時間

午前9時30分～午後4時30分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※持参される場合は、事前に電話又は電子メールで来庁日時を知らせること。

(4) 提出書類作成等に関する質問書

① 提出方法及び提出期限

令和8年10月1日(木)～令和8年10月14日(水)午後4時30分までに、所定の様式「質問書(様式第7号)」を用いて、「13 提出先、問合せ先」まで電子メールで提出すること。この場合、当該電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問(参加者名)」とすること。

② 質問についての回答

質問事項に対する回答は、令和8年10月16日(金)までに、本市ホームページに掲載する。

(5) 提案辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(任意様式)を、「13 提出先、問合せ先」まで持参または郵送すること。

10 審査の実施

候補者の選定については、別に定める「交野市一時預かり事業委託事業者候補選定プロポーザル審査要項」に基づき、企画提案内容を公平かつ客観的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

11 契約

- (1) 優先交渉権者は、提出された事業計画書及び見積書をふまえ、速やかに本市と協議する。
- (2) 協議が整った場合、見積書の金額の範囲内で、本市と随意契約により委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わないときは、次点の交渉権者と協議を行う。

- (3) 事業計画書に記載された事項は、本市が提示する各資料と併せて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本事業の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と交渉権者との協議により、項目の追加、変更又は削除若しくは金額等の変更を行うことがある。

1 2 その他

- (1) 提出書類に関しては、追加・変更は認めない。ただし、市が求めた場合は、この限りでない。
- (2) 参加者から提出された事業計画書等は、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 参加者から提出された事業計画書等について公開請求があった場合は、交野市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
- ①提出書類が提出期限後に到着した場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③この要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ④談合その他不正行為があった場合
- (5) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とする。
- (6) 本事業の受託事業者は、事業の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。ただし、正当な理由により業務の一部（主要部分を除く。）を第三者に再委託する場合は、事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けることとし、その最終的な責任を受託事業者が負うものとする。
- (7) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書に記載された内容を承諾したものとする。
- (8) 優先交渉権通知後において、参加資格を満たさなくなったときは、交渉権が取り消されることがある。その場合は、次点者を候補者とする。

1 3 提出先、問合せ先

交野市こども家庭部 子育て支援課

〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5番1号

交野市立保健福祉総合センター 2階

電 話：072（810）5820

メールアドレス：kosodate@city.katano.osaka.jp